

高額介護サービス費・負担限度額認定における所得基準等の見直しについて

令和8年8月から、高額介護サービス費・負担限度額認定における所得基準等が下表のとおり一部見直されます。

高額介護サービス費

自己負担の上限額(世帯合算)	
課税所得約 690 万円(年収約 1,160 万円)以上の世帯	140,100 円
課税所得約 380 万円(年収約 770 万円)以上 課税所得約 690 万円(年収約 1,160 万円)未満の世帯	93,000 円
課税所得約 380 万円(年収約 770 万円)未満の世帯	44,400 円
市町村民税非課税世帯で、下記に該当しない方	24,600 円
・市町村民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が <u>82.65 万円</u> 以下の方 ・市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	個人 15,000 円
生活保護の受給者	個人 15,000 円
15,000 円又は 24,600 円への減額で生活保護の被保護者にならない世帯	15,000 円又は 24,600 円

負担限度額認定

< 認定の要件 >

利用者負担段階	所得要件		預貯金等の資産要件
第1段階	生活保護受給者		なし
	世帯全員(世帯を 分離している配偶 者を含む)が市民 税非課税	老齢福祉年金の受給者	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下
第2段階		年金収入額+合計所得金額が <u>82.65 万円</u> 以下	単身: 650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下
第3段階①		年金収入額+合計所得金額が <u>82.65 万円</u> 超 120 万円以下	単身: 550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下
第3段階②		年金収入額+合計所得金額が 120 万円超	単身: 500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下

< 負担限度額(日額) >

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設	短期入所
第1段階	880 円	550 円	380 円 (550 円)	0 円	300 円	300 円
第2段階	880 円	550 円	480 円 (550 円)	430 円	390 円	600 円
第3段階①	1,370 円	1,370 円	880 円 (1,370 円)	430 円	680 円	1,030 円
第3段階②	<u>1,470 円</u>	<u>1,470 円</u>	<u>980 円</u> (<u>1,470 円</u>)	<u>530 円</u> (<u>430 円</u>)	1,420 円	1,360 円

※従来型個室の()内は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合です。

※多床室の()内は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護で室料を徴収しない場合です。

※食費に関する平均的な費用の額についても、1,445 円から 1,545 円に見直されます。